

2015年世界農林業センサス

# 結 果 概 要



新 発 田 市



## は じ め に

「2015年世界農林業センサス 結果概要」を刊行します。

農林業センサスは、我が国における農林業の基本的構造の実態を明らかにするため、農林業を営むすべての皆さんを対象に5年ごとに実施しております。本調査は農林業に関する最も基本的な調査であり、調査結果は、農林業施策や農山村地域活性化の基礎資料として活用されます。

この報告書は、平成27年2月1日現在で全国一斉に実施された2015年農林業センサスの電算集計結果から、新発田市分を独自に集計、編集したものです。

市民各位、学校や民間諸団体及び各種行政機関等に広くご利用いただければ幸いです。

なお、この調査にあたり、ご協力いただきました関係各位に、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

平成30年12月

新発田市情報政策課



# 目 次

## 利用のまえに

I 調査の概要	1
II 利用上の注意	1

## 調査結果の概要

I 農林業経営体	
1 農林業経営体数	13
2 組織形態別経営体数	13
II 農業経営体	
1 農業経営体数	14
2 経営耕地面積規模別経営体数	15
3 農産物販売金額規模別経営体数	16
4 単一経営・複合経営別経営体数	17
5 経営耕地面積	17
6 販売目的で作付け（栽培）した作物の面積	18
7 農作業を受託した経営体数	18
8 水稲作の作業種類別受託経営体数	19
III 販売農家	
1 総農家数	20
2 経営耕地面積規模別農家数	21
3 専業・兼業別農家数	22
4 販売農家人口	23
5 経営耕地面積	24
6 借入、貸付耕地	25
7 耕作放棄地	26
8 農産物販売金額規模	27
9 販売目的で作付けした作物	28
10 農産物販売金額1位の部門別農家数	29
11 水稲作作業を委託した農家数	30
12 環境保全型農業に取り組んでいる農家数	30
IV 林業経営体	
1 組織形態別経営体数	31
2 保有山林面積規模別経営体数	31
3 林産物販売金額規模別経営体数	32
4 保有山林の状況	32

## 統計表

I 農家	
(1) 組織形態別農業経営体数	35
(2) 農家数の移り変わり	35
(3) 販売農家数の推移	35
参考表 販売農家数の推移(合併4市町村の合算数値)	35

※注 以下の I (4) ~VI (3) はすべて販売農家のみについての集計結果

(4) 地区別、経営耕地面積規模別経営体数	3 6
(5) 地区別、主副業別農家数	3 8
(6) 地区別、専兼業別農家数	3 8
(7) 地区別、農業経営部門数別経営体数	3 9
(8) 地区別、部門別単一経営経営体数	3 9
(9) 地区別、農業経営の特色別経営体数	3 9
<b>II 農家人口と就業構造</b>	
(1) 地区別、年齢階層別農家人口、農業従事者数、農業就業人口及び年齢階層別基幹的 農業従事者数	4 0
(2) 地区別、就業状態別世帯員数	4 2
(3) 地区別、経営者の平均年齢	4 2
(4) 地区別、自営農業に従事した日数別の農業従事者数、農業就業人口及び平均年齢	4 4
(5) 地区別、年齢階層別、同居農業後継者数及び同居後継者の平均年齢	4 4
(6) 地区別、他出（同居していない）農業後継者がいる農家数	4 5
<b>III 土地</b>	
(1) 地区別、経営耕地の状況	4 6
(2) 地区別、耕地の類別、借入耕地のある経営体数、借入耕地面積	4 8
(3) 地区別、耕地の類別、貸付耕地のある経営体数、貸付耕地面積	4 8
(4) 地区別、耕地の類別、耕作放棄地のある経営体数、耕作放棄地面積	4 9
(5) 地区別、借入耕地面積規模別経営体数、借入耕地面積	5 0
(6) 地区別、貸付耕地面積規模別経営体数、貸付耕地面積	5 0
(7) 地区別、耕作放棄地面積規模別経営体数、耕作放棄地面積	5 2
<b>IV 農業用機械</b>	
(1) 地区別、農業用機械を所有している経営体数と所有台数	5 2
<b>V 農産物販売と生産</b>	
(1) 地区別、農産物販売金額規模別農家数	5 4
(2) 地区別、販売目的で作付け（栽培）した作物の類別作付（栽培）経営体数	5 5
(3) 地区別、販売目的で作付け（栽培）した作物の類別作付（栽培）面積	5 5
(4) 販売目的で栽培した果樹の品目別栽培経営体数	5 6
(5) 販売目的で栽培した花き類の品目別栽培経営体数	5 6
(6) 家畜等を販売目的で飼養している経営体数と飼養頭羽数	5 6
(7) 地区別、農産物販売金額1位の部門別経営体数	5 6
(8) 地区別、農産物出荷先別経営体数	5 7
<b>VI 農作業の受・委託</b>	
(1) 地区別、水稲作の作業種類別委託経営体数	5 8
(2) 水稲作受託作業種類別経営体数と受託作業面積	5 8
(3) 農作業の受託料金収入規模別経営体数	5 9
附録 2015年農林業センサス 県内各市の概況表	6 0

# 利用のまえに

## I 調査の概要

### 1 調査の目的

2015年世界農林業センサス（以下「2015農林センサス」という。）は、我が国の農林業の実態を明らかにし、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸政策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

### 2 調査の対象

農林業経営体調査においては、規定（「II 利用上の注意 1 用語の解説」中「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体を対象とした。

ただし、試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。

### 3 調査の期日

平成27年2月1日現在で実施した。

### 4 調査方法

農林業経営体調査については、農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。

## II 利用上の注意

(1) 統計表の面積等の数値については、各単位ごとに四捨五入し小数第一位までの表記としているため、合計と内訳の計が一致しないことがある。

(2) 表中に用いた記号は以下のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4万ha→0万ha）

「-」：事実のないもの

「△」：負数又は減少したもの

「x」：秘密保護の観点から秘匿されているもの

### 1 用語の解説

#### (1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

- ① 露地野菜作付面積 15 a
- ② 施設野菜栽培面積 350 m<sup>2</sup>
- ③ 果樹栽培面積 10 a
- ④ 露地花き栽培面積 10 a
- ⑤ 施設花き栽培面積 250 m<sup>2</sup>
- ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
- ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭
- ⑧ 豚飼養頭数 15 頭
- ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
- ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
- ⑪ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。）

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m<sup>3</sup>以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

家族経営体

世帯で事業を行う者をいう。

組織経営体

世帯で事業を行わない者（家族経営でない経営体）をいう。

農家以外の農業事業体（販売目的）

平成27年2月1日現在で10a以上の経営耕地を有するか、あるいは経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないものでも、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上であった農業経営体のうち、世帯（農家）以外のもので、農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とするものをいう。

(2) 組織形態別

法人化している（法

「農林業経営体」のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は



人経営体)	含まれる。)
農事組合法人	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	以下に該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、ご王道会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	以下に該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第 3 セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体 ・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市町村が該当する。 財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
<b>(3) 土地</b>	
経営耕地	調査期日現在で経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）

をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

#### 経営耕地の取り扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

#### 耕地の取り扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になって

いても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。

- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。  
なお、施肥・補播などの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山菜、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地とした。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や湛水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。  
また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。  
なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。

稲を作った  
田

食用又は飼料用の水稻を作った田をいう。

食用

水稻を作った田のうち、食用（主食用米、加工用米及び米粉用米）の稲を作った田をいう。

飼料用

水稻を作った田のうち、飼料用（ホールクロップサイレージ（WCS）用稲、飼料用米、飼料用の青刈り稲など）の稲を作った田をいう。  
なお、飼料用以外の青刈り稲は稲以外の作物に含めた。

二毛作した田	食用又は飼料用の水稲を作った田のうち、二毛作（裏作）をした田をいう。
稲以外の作物だけを作った田	水稲以外の作物だけを作った田をいう。 なお、飼料用以外の青刈り稲等、食用と飼料用以外の用途で稲を作った田はここに含めた。
何も作らなかった田	災害や労働力不足、転作などの理由で、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田をいう。 ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。
畑	耕地のうち、田と樹園地を除いた耕地をいう。
普通作物を作った畑	畑のうち、牧草専用地を除く全てのもので、通常、草本性作物又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。 また、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な畑も含めた。
飼料用作物だけを作った畑	飼料用作物や牧草のみを栽培した畑をいう。 牧草と輪作している畑はここに含めた。 牧草だけを継続して作った畑は、「牧草専用地」とした。
牧草専用地	牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。 (1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。 (2) 草地造成により造成した牧草地はここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。 ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。
何も作らなかった畑	災害や労働力不足などの理由で、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある畑をいう。 ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。
樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。 樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。
保有山林	世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。

#### （4） 農業経営組織別

単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が8割以上の経営体をいう。
複合経営経営体	単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。

#### （5） 販売目的の作物

販売目的の作物	販売目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。 また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたま一部自給向けにした場合は含めた。
---------	--

#### （6） 販売目的の家畜

乳用牛	現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。 なお、肉用として肥育している未經産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。
肉用牛	肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。 乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。
豚	自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。
採卵鶏	卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。 種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。

	<p>なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。</p>
ブロイラー	<p>当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。</p> <p>肉用種、卵用種は問わない。</p>

## (7) 農作業の受託

農作業の受託	<p>自分の持っている機械（借入れを含む。）を使ってよその農作業を個人的に請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含む。</p>
水稲作作業の受託	<p>全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稲作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。</p> <p>部分作業受託とは、水稲作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。</p>

## (8) 農業経営の取組

環境保全型農業	<p>地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土作りを行うなど、環境に配慮した農業をいう。</p>
化学肥料の低減	<p>化学肥料を使用しない、または地域の慣行（地域で従来から行われている方法）と比較して、化学肥料の投入量や回数の低減に取り組んだ場合をいう。</p>
農薬の低減	<p>農薬を使用しない、または地域の慣行（地域で従来から行われている方法）と比較して、農薬の投入量や回数の低減に取り組んだ場合をいう。</p>
堆肥による土作り	<p>堆肥を耕地に還元して土作りを行った場合をいう。</p>
農業生産関連事業	<p>「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業をいう。</p>
農産物の加工	<p>販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。</p>
消費者に直接販売	<p>自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。</p>
貸農園・体験農園等	<p>所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。</p>

なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。

観光農園	農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。
海外への輸出	農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。
事業収入	農業生産に関連した事業における諸経費を差し引く前の売上合計金額（消費税を含む。）をいう。

#### (9) 農業用機械

所有台数	機械の購入者ではなく、実際に機械を管理している者をその機械を所有している者とみなした。 また、数戸で共有している機械で、現在、当該調査客体が保管・管理している機械も含めた。
------	---

#### (10) 農家等

農家	経営耕地面積が10a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯をいう。
林家	調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

### (11) 主副業別

主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に 自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に 自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員が いない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

### (12) 専兼業別

専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
兼業従事者	調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の 自営業に従事した者をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
生産年齢人口	15～64歳の者をいう。

### (13) 経営者・後継者等

経営者	農業経営に責任を持つ者をいい、農産物の生産又は委託を受けて行う農作 業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定を行うといった、 日常の管理運営全般を主宰する者をいう。
農業後継者	15歳以上の世帯員で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予 定者を含む。）。
経営方針の決定参 画者（経営者を除 く。）	経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する、以下のいずれかの 決定に参画した世帯員をいう。 ・生産品目や飼養する畜種の選定・規模 ・出荷先 ・資金調達 ・機械・施設などへの投資 ・農地借入



- ・農作業受託（請負）
- ・雇用及びその管理

#### (14) 労働力

世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のため、よそに住んでいる子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	農業従事者（自営農業に従事した世帯員）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。
基幹的農業従事者	農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している者をいう。

区 分		仕事への従事状況				
		自営農業のみに従事	自営農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しない
			自営農業従事日数が多い	その他の仕事への従事日数が多い		
ふだんの状況	仕事の主	主に自営農業	基幹的農業従事者		農業従事者	
	主に他に勤務	農業就業人口				
	主に農業以外の自営業					
	主に家事・育児					
	主に学生					
	その他					

経営者・役員等	男女を問わず、その農業経営に責任を持つ者をいい、会社等における経営の責任者や役員、集落営農や協業経営における構成員等をいう。 ただし、農業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。
雇用者	雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。
常雇い	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）のことをいう。

臨時雇い

日雇、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。

また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

### （15） 素材生産量

素材生産量

素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。

一般的には立法メートル（m<sup>3</sup>）の単位で表示される。

なお、立木買いによる素材生産（立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。）量を含む。

## 2 数値の比較について

2005年農林業センサス及び2010年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が「農林業経営体」の規定のいずれかに該当する場合、それぞれを別の農林業経営体として調査を実施し、農林業経営体数としてカウントしていたが、2015年農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、複数の経営を有する世帯を1つの農林業経営体として調査を実施し、カウントするよう変更したため、留意する必要がある。

# 調査結果の概要

## I 農林業経営体数

### 1 農林業経営体数

#### — 農林業経営体数は 2,624 経営体 —

平成 27 年 2 月 1 日現在の新発田市の総農林業経営体数は 2,624 経営体となった。

このうち、農業と林業を併せて行う経営体数は 748 経営体、農業のみを行う経営体数は 1,870 経営体、林業のみを行う経営体数は 6 経営体である。

表 1 農林業経営体数

単位：経営体

区分	農林業 経営体数 (総数)	農業と林業を併 せて行う経営体	農業のみを行う 経営体	林業のみを行う 経営体
平成 17 年	4,165	1,089	3,058	18
平成 22 年	3,270	935	2,326	9
平成 27 年	2,624	748	1,870	6
構成比(%)	100.0	28.5	71.3	0.2

### 2 組織形態別経営体数

#### — 法人化している農林業経営体数は 75 経営体 —

農林業経営体を組織形態別にみると、法人化している経営体数は 75 経営体で、全体の 2.9%となった。一方、法人化していない経営体 (2,548 経営体) は全体の 97.1%を占める結果となった。

また、法人化していない経営体のうち 99.3% (全体の 96.4%) を、個人経営体が占めている。

表 2 組織形態別経営体数

単位：経営体

区分	計	法人化している					地方公 共団体・ 財産区	法人化 してい ない	個人 経営体
		小計	農業組 合法人	会社	各種 団体	その他 の法人			
平成 17 年	4,165	46	6	25	14	1	3	4,116	4,072
平成 22 年	3,270	53	12	28	11	2	1	3,216	3,182
平成 27 年	2,624	75	35	34	6	—	1	2,548	2,529
構成比(%)	100.0	2.9	1.3	1.3	0.2	—	0.0	97.1	96.4

## Ⅱ 農業経営体

### 1 農業経営体数

#### — 農業経営体数は2,617経営体 —

農業経営体数は2,617経営体となり、農林業経営体全体の99.7%を占める結果となった。

総農家数は3,428戸で、前回調査の4,105戸より677戸(16.5%)減少した。

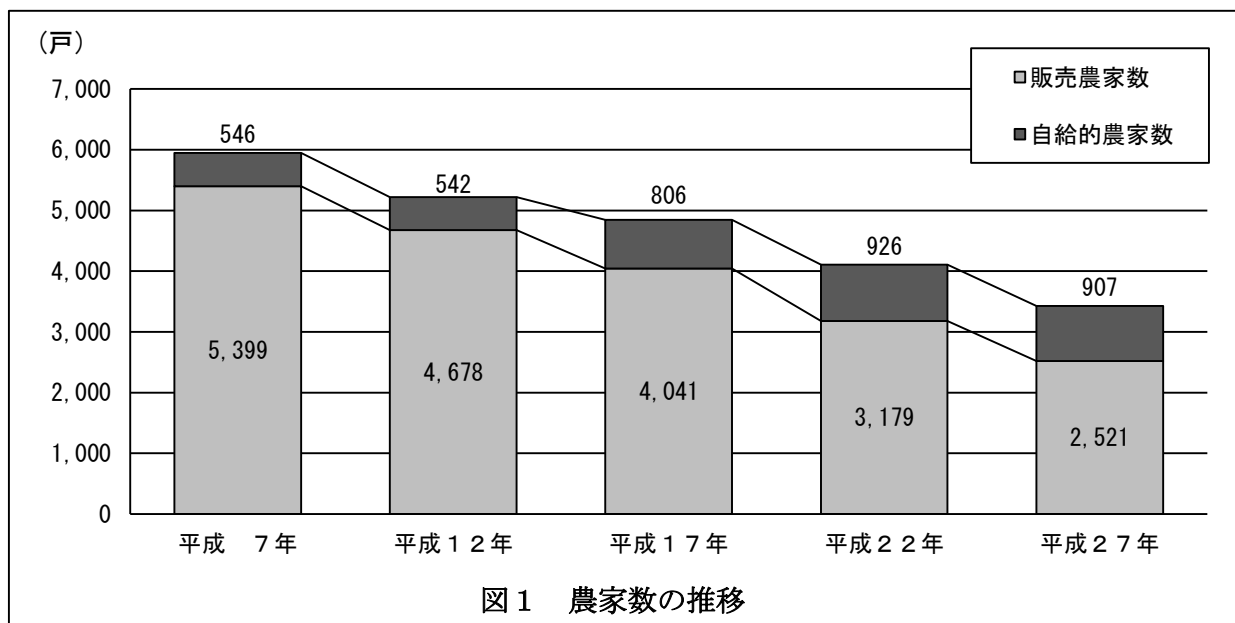
このうち、自給的農家数は907戸(総農家における構成比26.5%)で前回より19戸(2.1%)の減少、販売農家数は2,521戸(総農家における構成比73.5%)で前回より658戸(20.7%)の減少となった。

表3 農業経営体数 単位：経営体、戸

区 分	農業経営体数 (総 数)	うち販売
		農家数
平成17年	4,139	4,041
平成22年	3,258	3,179
平成27年	2,617	2,521

表4 農家数の推移 単位：戸

区 分	総農家数	自給的 農家数	販 売 農家数
平成 7年	5,945	546	5,399
平成12年	5,220	542	4,678
平成17年	4,847	806	4,041
平成22年	4,105	926	3,179
平成27年	3,428	907	2,521
構成比(%)	100.0	26.5	73.5



※注)「経営体」の調査は、2005年(平成17年)調査から始まったため、平成12年以前の調査結果はない。

## 2 経営耕地面積規模別経営体数

### — 1.0～2.0ha 規模の経営体が 28.7%を占める —

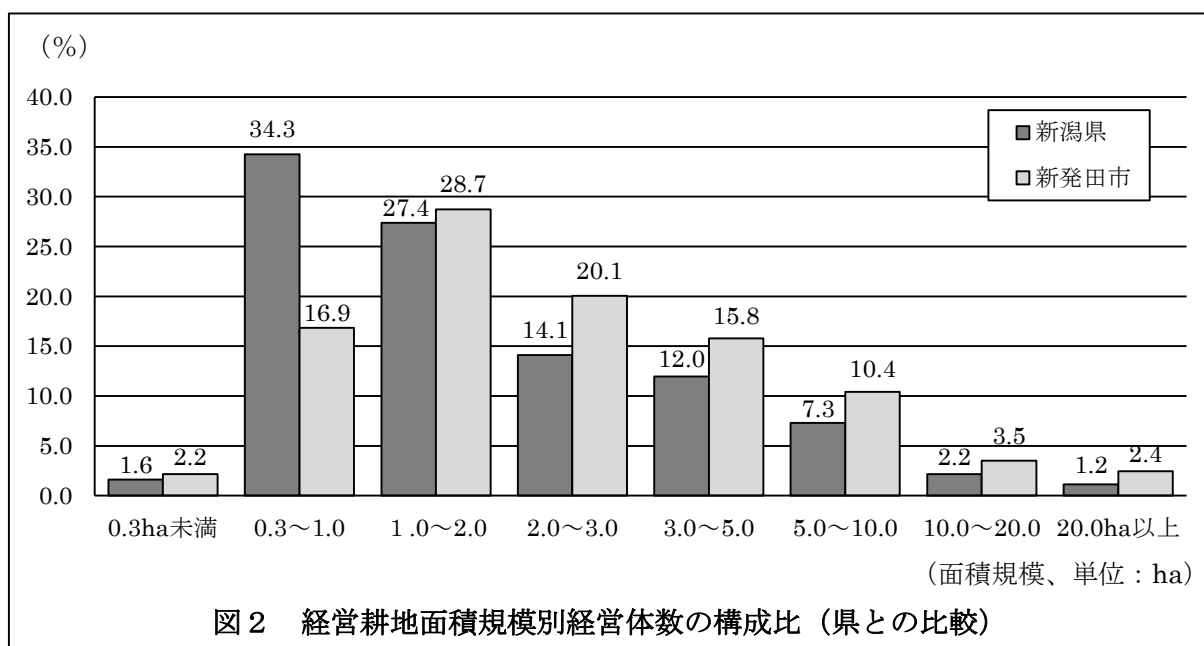
農業経営体を経営耕地面積規模別にみると、1.0～2.0ha 規模が 752 経営体（構成比 28.7%）で最も多く、次いで 2.0～3.0ha が 525 経営体（20.1%）、0.3～1.0ha が 441 経営体（16.9%）、3.0～5.0ha が 413 経営体（15.8%）となっている。2.0ha 未満の経営体が全体の 47.8%を占めている。

一方、10.0ha 以上の経営体は 156 経営体（6.0%）で、うち 20ha 以上は 64 経営体（2.4%）であった。10.0ha 以上の経営体数及び全体に占める割合は、前回調査時（119 経営体、3.7%）と比べ、経営体数で 37 増、全体に占める割合も 2.3%増となっている。

表 5 経営耕地面積規模別経営体数

単位：経営体

区分	計	0.3ha 未満	0.3 ～1.0	1.0 ～2.0	2.0 ～3.0	3.0 ～5.0	5.0 ～10.0	10.0 ～20.0	20.0ha 以上
平成17年	4,138	73	895	1,435	879	525	254	63	14
平成22年	3,258	44	637	1,041	661	480	276	77	42
平成27年	2,617	57	441	752	525	413	273	92	64
構成比(%)	100.0	2.2	16.9	28.7	20.1	15.8	10.4	3.5	2.4



（補足）新潟県全体では経営耕地面積が 0.3～1.0ha 規模の経営体が 34.3%と最も多くなっているが、新潟田市では 1.0～2.0ha 規模が最も多く、また 1.0ha 以上の規模別経営体数は、いずれも構成比が県より高くなっている。

県内各市町村において、山間地域の農業については、棚田のように狭隘な土地での耕作もある。対して、当市は、耕作地が平野部に集中していること、また、農業の集約化や大規模経営化に伴い、1 経営体当たりの経営耕地が比較的大きくなっていると思われる。

### 3 農産物販売金額規模別経営体数

#### — 100～300万円規模の経営体が41.2% —

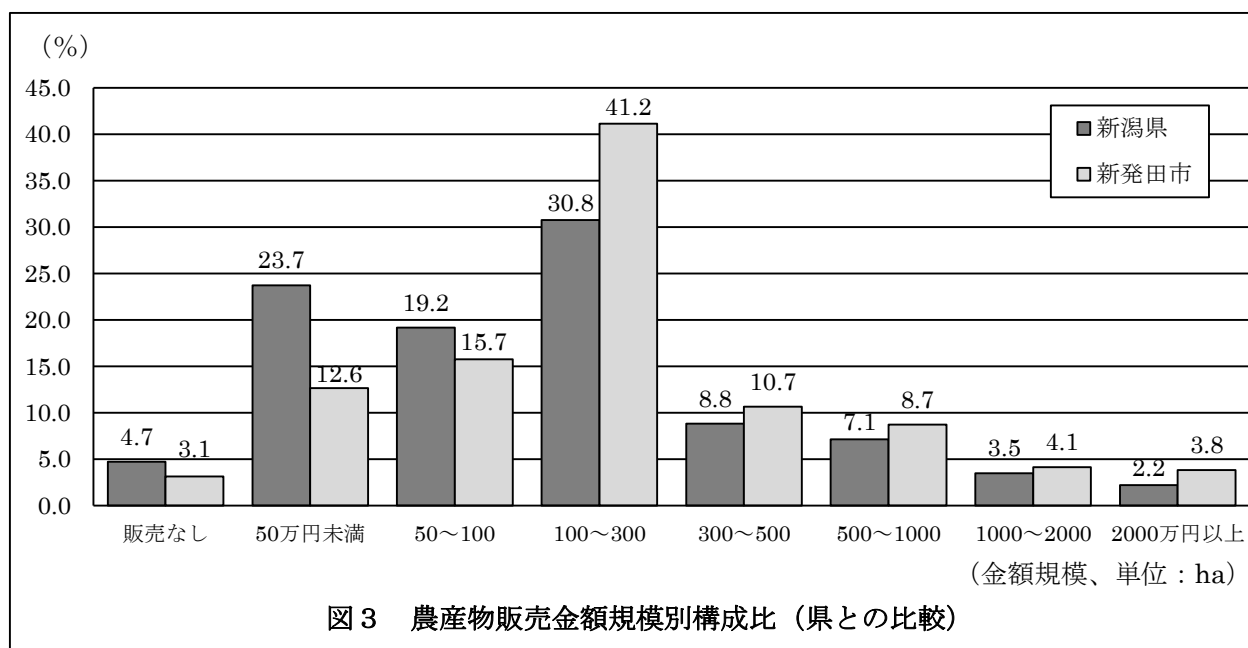
農業経営体を農産物販売金額規模別にみると、100～300万円規模が1,077経営体で最も多く、全体の41.2%を占めている。また、販売なしを含めた年間販売金額300万円未満の経営体が1,902経営体と、全体の72.7%を占めている。

他方、販売金額が500万円以上の経営体は436経営体で、全体の16.7%を占めている。これは、前回調査時（491経営体、15.1%）と比べ、経営体数で55減、全体に占める割合は1.6%増となっている。

表6 農産物販売金額規模別経営体数

単位：経営体

区分	計	販売なし	50万円未満	50～100	100～300	300～500	500～1,000	1,000～2,000	2,000万円以上
平成17年	4,138	144	385	622	1,892	562	299	147	87
平成22年	3,258	74	375	546	1,432	340	247	141	103
平成27年	2,617	82	331	412	1,077	279	228	108	100
構成比(%)	100.0	3.1	12.6	15.7	41.2	10.7	8.7	4.1	3.8



(補足) 当市は新潟県全体と比較して販売金額規模の大きい経営体が多い。

前述した経営耕地面積についても、10.0ha以上の比較的大規模な経営体が増加しており、県全体の構成割合も高い。よって、農産物の販売金額は、ある程度経営耕地面積に比例すると考えられる。

#### 4 単一経営・複合経営別経営体数

##### — 農業経営体の 91.0%が単一経営 —

販売のあった農業経営体 2,535 経営体のうち、単一経営は 2,308 経営体（構成比 91.0%）、複合経営は 227 経営体（9.0%）であった。主位部門別には単一経営、複合経営ともに稲作が最も多くなっている。

表7 単一経営・複合経営別経営体数

単位：経営体

区分	販売のあった経営体	単一経営経営体	うち稲作が主位	複合経営経営体	準単一複合経営（主位部門が60～80%）	うち稲作が主位	主位部門が60%未満
平成22年	3,184	2,847	2,723	337	264	176	73
平成27年	2,535	2,308	2,187	227	183	117	44
構成比(%)	100.0	91.0	86.3	9.0	7.2	4.6	1.7

#### 5 経営耕地面積

##### — 経営耕地総面積は 975,660a —

経営耕地のある農業経営体の経営耕地面積は 975,660a で、このうち田が 901,364a で全体の 92.4%となっている。経営体数は前回調査と比べて全耕地種別で減少している一方、経営耕地面積は田のみ増加していた。

表8 耕地種別別経営耕地面積

単位：経営体、a

区分	計		田		畑		樹園地	
	経営耕地のある経営体	面積(a)	田のある経営体	面積(a)	畑のある経営体	面積(a)	樹園地のある経営体	面積(a)
平成17年	4,086	983,626	4,018	906,555	2,955	73,881	122	3,190
平成22年	3,225	974,311	3,175	895,542	2,314	73,442	123	5,327
平成27年	2,590	975,660	2,524	901,364	1,678	71,429	81	2,867
経営体構成比(%)	100.0		97.5		64.8		3.1	
面積構成比(%)		100.0		92.4		7.3		0.3

※経営体は延べ数のため、計とは一致しない。

## 6 販売目的で作付け（栽培）した作物の面積

### — 豆類の作付面積が 21,926a、前回調査より 46.8%減少 —

作物の類別作付（栽培）面積は、稲が 781,743a で、前回調査より 7.4%増加していた。一方で、転作作物として作付けもされてきた大豆を含む豆類は 21,926a で、前回調査より大きく減少（△46.8%）していた。

表 9 販売目的で作付け（栽培）した作物の類別作付（栽培）面積

単位：a

区 分	作物の類別作付（栽培）面積					
	稲	豆 類	工 芸 農作物	野菜類	花き類 花 木	その他
平成 1 7 年	713,350	47,725	7,105	14,192	4,761	4,519
平成 2 2 年	727,584	41,220	4,550	16,729	x	x
平成 2 7 年	781,743	21,926	x	x	x	x
増 減 数	54,159	△19,294				
増減率(%)	7.4	△46.8				

## 7 農作業を受託した経営体数

### — 部門別農作業を受託した経営体は 水稻 358 大豆 18 その他 11 —

農作業を受託した経営体は、水稻作が 358、大豆作が 18、その他が 11 であった。いずれの部門についても、前回調査より経営体数が減少している。

表 10 部門別農作業を受託した経営体

単位：経営体、a

区 分	農作業を 受託した 実経営体数	部門別作業を受託した経営体数			
		水 稻 作		大 豆 作	そ の 他
		経営体数	面積(a)	経営体数	経営体数
平成 1 7 年	433	416	556,964	25	4
平成 2 2 年	436	419	695,582	49	32
平成 2 7 年	373	358	412,377	18	11

※経営体数は延べ数のため計とは一致しない。



## 8 水稲作の作業種類別受託経営体数

### — 全作業を受託したのは65経営体（作業面積は7,433a） —

水稲作の作業を受託した実経営体数は358経営体で、そのうち全作業を受託したのは65経営体であった。また、部分作業を受託した実経営体数は315経営体であった。

作業別の受託経営体数は、稲刈り・脱穀が202経営体で最も多く、次いで田植が179経営体となった。一方、作業面積は、乾燥・調整が125,379aで最も広く、次いで防除が95,865aとなった。

表11-1 水稲作の受託作業種類別経営体数

単位：経営体

区分	計 (実経営体数)	全作業	部分作業別						
			実経営体数	育苗	耕起・代かき	田植	防除	稲刈り・脱穀	乾燥・調整
平成17年	416	84	378	187	185	230	46	271	193
平成22年	419	57	376	189	188	220	37	257	175
平成27年	358	65	315	139	132	179	24	202	142
構成比(%)	100.0	18.2	88.0	38.8	36.9	50.0	6.7	56.4	39.7

※作業別の経営体数は延べ数のため、計（実経営体数）とは一致しない。

表11-2 水稲作の受託作業別作業面積

単位：a

区分	計 (延べ)	全作業	部分作業別					
			育苗	耕起・代かき	田植	防除	稲刈り・脱穀	乾燥・調整
平成17年	509,345	10,842	104,283	39,798	61,478	108,991	73,369	110,584
平成22年	695,582	16,693	81,698	30,529	49,849	301,920	55,216	159,677
平成27年	412,377	7,433	79,655	18,369	39,782	95,865	45,894	125,379
構成比(%)	100.0	1.8	19.3	4.5	9.6	23.2	11.1	30.4
1受託経営体当たり 平均作業面積	1,152	114	573	139	222	3,994	227	883

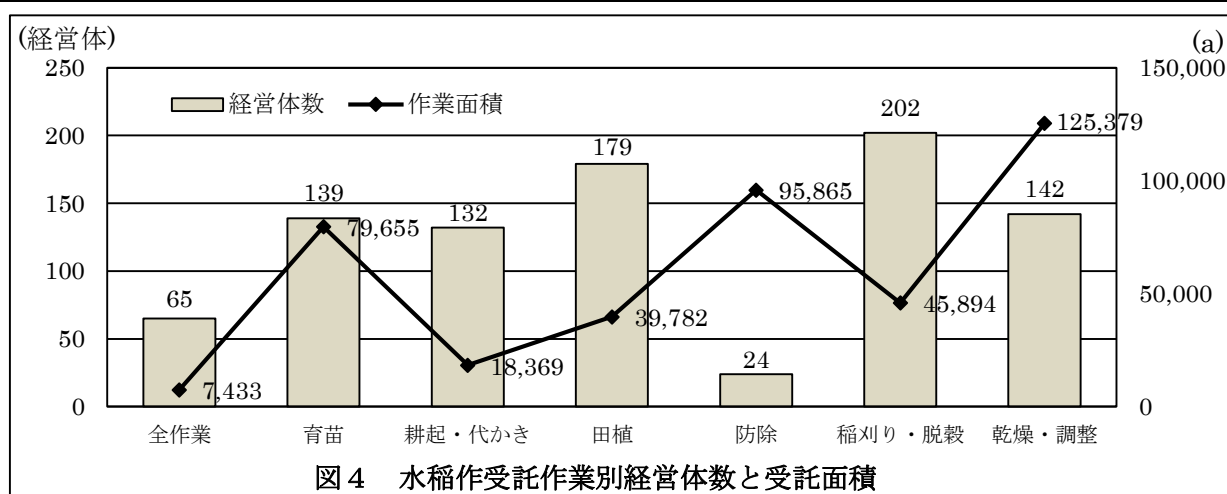


図4 水稲作受託作業別経営体数と受託面積

(補足) 稲刈り・脱穀や田植は生産組合や個人の農家等に委託することが多いのに対し、乾燥・調整や育苗は、農協等の育苗センターやントリーエレベーターなど大規模で専門的な経営体を利用する農家が多いと考えられる。

### Ⅲ 販売農家（再掲※販売農家は農業経営体に含まれている）

#### 1 総農家数

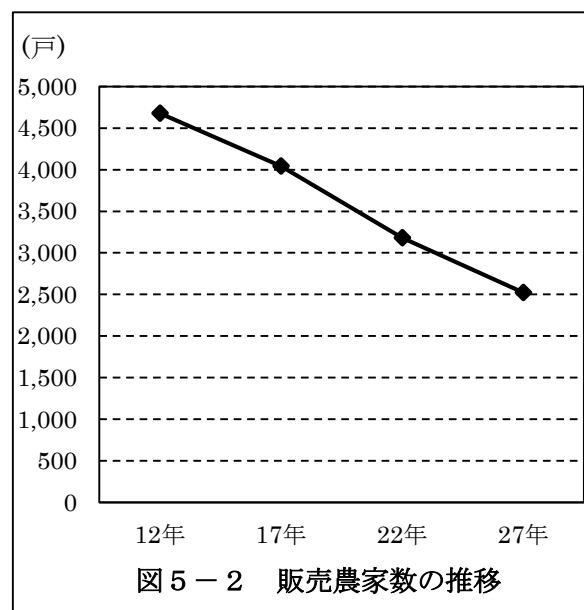
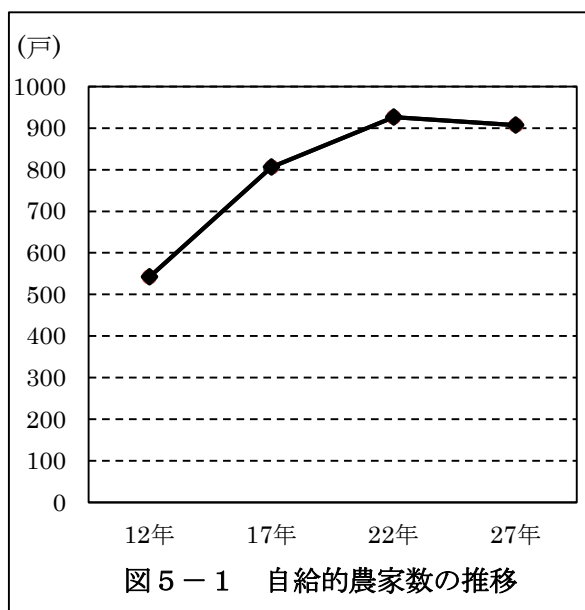
##### — 5年間に販売農家数 658 戸（20.7%）減少 —

平成 27 年 2 月 1 日現在の新発田市の総農家数は 3,428 戸で、前回調査の 4,105 戸から 677 戸（16.5%）減少した。このうち、販売農家数は 2,521 戸（総農家のうち構成比 73.5%）で、前回から 658 戸（20.7%）の減少となり、調査毎に減少が続いている。平成 22 年までは増加傾向が見られた自給的農家も、平成 27 年調査では 907 戸で 19 戸（2.1%）の減少となった。

表 1 2 農家数（自給的農家・販売農家）の推移

単位：戸

区 分	総 農 家 数											
					自給的農家数				販売農家数			
	平成 12 年	17 年	22 年	27 年	平成 12 年	17 年	22 年	27 年	平成 12 年	17 年	22 年	27 年
新発田市	5,220	4,847	4,105	3,428	542	806	926	907	4,678	4,041	3,179	2,521



## 2 経営耕地面積規模別農家数

### — 0.3～10.0ha 規模で減少、0.3ha 未満及び10.0ha 以上の規模で増加 —

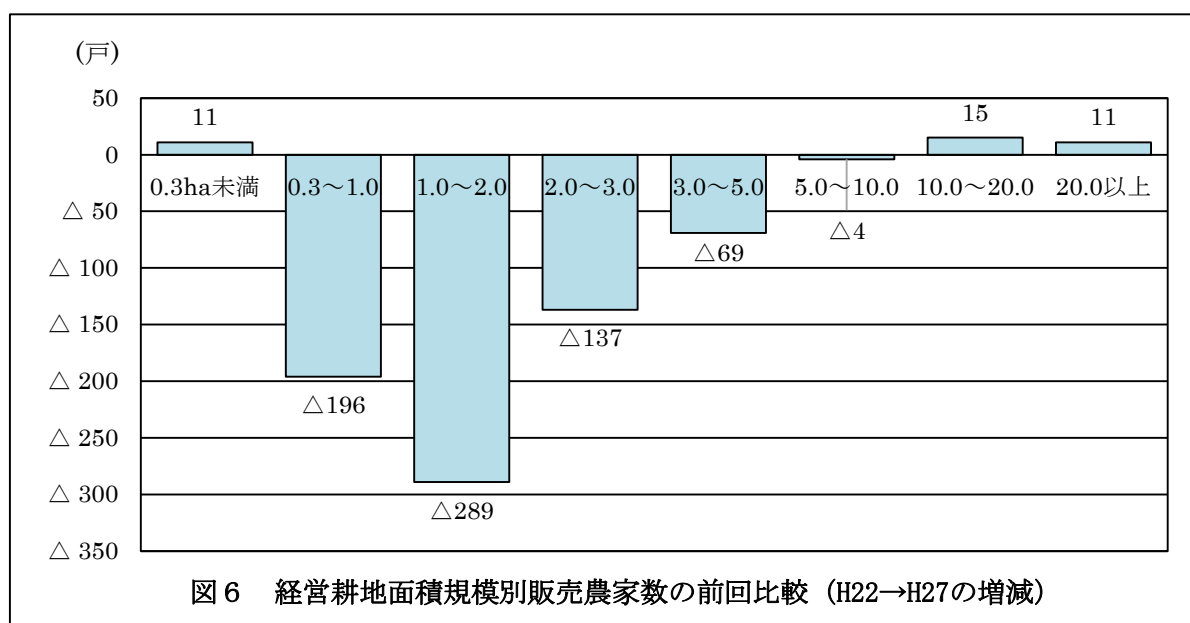
経営耕地面積規模別の販売農家数について、最も農家数が多いのは1.0～2.0ha 規模で750戸、次いで2.0～3.0ha が522戸、0.3～1.0ha が439戸となっている。前回調査と同様に、経営耕地面積規模0.3～3.0ha の農家数が多くみられた。ただし、0.3～10.0ha 規模の農家数は、前回調査と比べて減少している。特に0.3～3.0ha 規模の農家数については、いずれの面積規模においても、前回調査と比較して20.0%以上の減少となっている。

他方、10.0ha 以上の大規模経営の農家は増えており、10.0～20.0ha 規模で15戸（前回比増減率21.7%）、20.0ha 以上で11戸（91.7%）の増加となっている。

表13 経営耕地面積規模別販売農家数（合計）

単位：戸

区分	計	0.3ha 未満	0.3 ～1.0	1.0 ～2.0	2.0 ～3.0	3.0 ～5.0	5.0 ～10.0	10.0 ～20.0	20.0ha 以上
平成12年	4,678	3	1,111	1,740	995	582	209	37	1
平成17年	4,041	5	894	1,432	876	524	248	57	5
平成22年	3,179	15	635	1,039	659	479	271	69	12
平成27年	2,521	26	439	750	522	410	267	84	23
前回比較	△658	11	△196	△289	△137	△69	△4	15	11
前回比 増減率(%)	△20.7	73.3	△30.9	△27.8	△20.8	△14.4	△1.5	21.7	91.7



（補足）小規模農家が減少し、大規模農家は増加する傾向が経年的に表れている。前回調査時は5.0haを境にその傾向が分かっていたが、今回調査では10.0haを境に増減が逆転していた。農業の集約化や大規模経営化が進行していることによると思われる。

### 3 専業・兼業別農家数

#### — 5年間で専業農家は30戸（6.6%）減少、兼業農家は628戸（23.0%）減少 —

販売農家を専業別にみると、専業農家は422戸、兼業農家のうち第1種兼業農家が478戸、第2種兼業農家は1,621戸で、販売農家の64.3%が第2種兼業農家となっている。

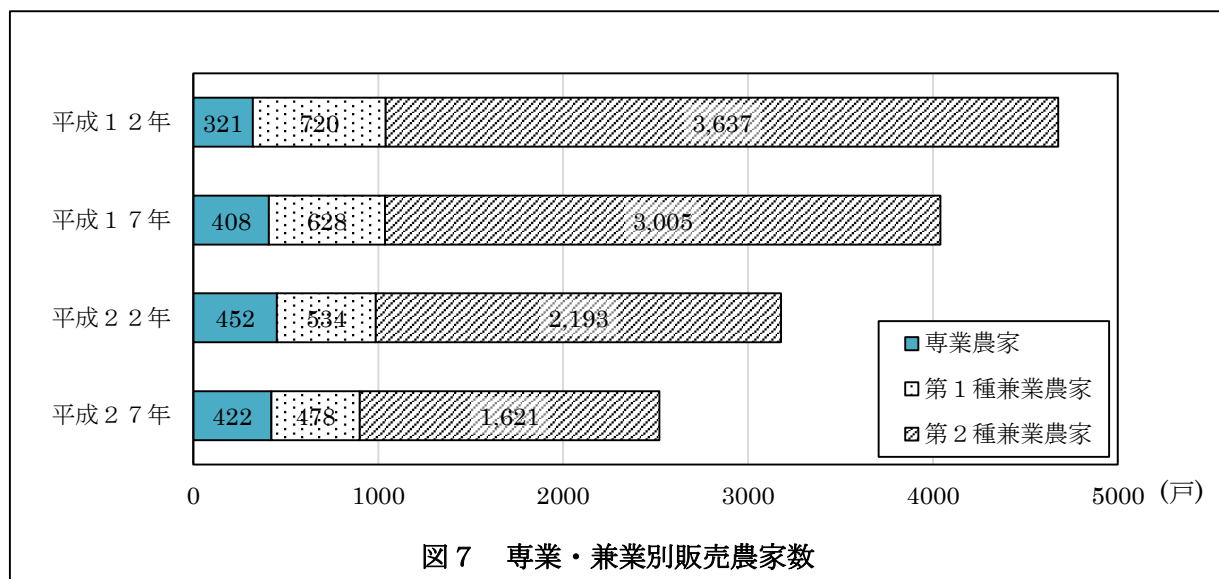
前回調査まで増加傾向にあった専業農家は、今回調査では30戸減少し、前回から6.6%の減少となった。

兼業農家は、前回調査と比較して、第1種兼業で56戸(10.5%)減少、第2種兼業で572戸(26.1%)減少となっている。特に第2種兼業農家は、5年周期の調査ごとに20%前後ずつ減少しており、構成比も減少が続いている。

表14 専業・兼業別販売農家数の推移

単位：戸

区分	販売農家総数	専業農家	兼業農家	
			第1種兼業	第2種兼業
平成12年	4,678	321	720	3,637
平成17年	4,041	408	628	3,005
平成22年	3,179	452	534	2,193
平成27年	2,521	422	478	1,621
前回比較	△658	△30	△56	△572
前回比増減率(%)	△20.7	△6.6	△10.5	△26.1
構成比(%)	100.0	16.7	19.0	64.3



(補足) 定年退職などに伴い、兼業農家から専業農家へと移行するケースがあると推測され、専業農家の構成比は調査毎に増加している。少子高齢化及び人口減少に伴い、今後も戸数の減少と専業農家の構成比の増加が続く可能性がある。また、第2種兼業農家の減少は、今後の専業農家の減少にも影響してくると思われる。

## 4 販売農家人口

### — 基幹的農業従事者の64.7%が65歳以上 —

販売農家人口(販売農家の世帯員数)は10,769人で、前回調査の14,851人から4,082人(27.5%)減少した。販売農家数自体が大きく減少しているため、農家人口も減少している。

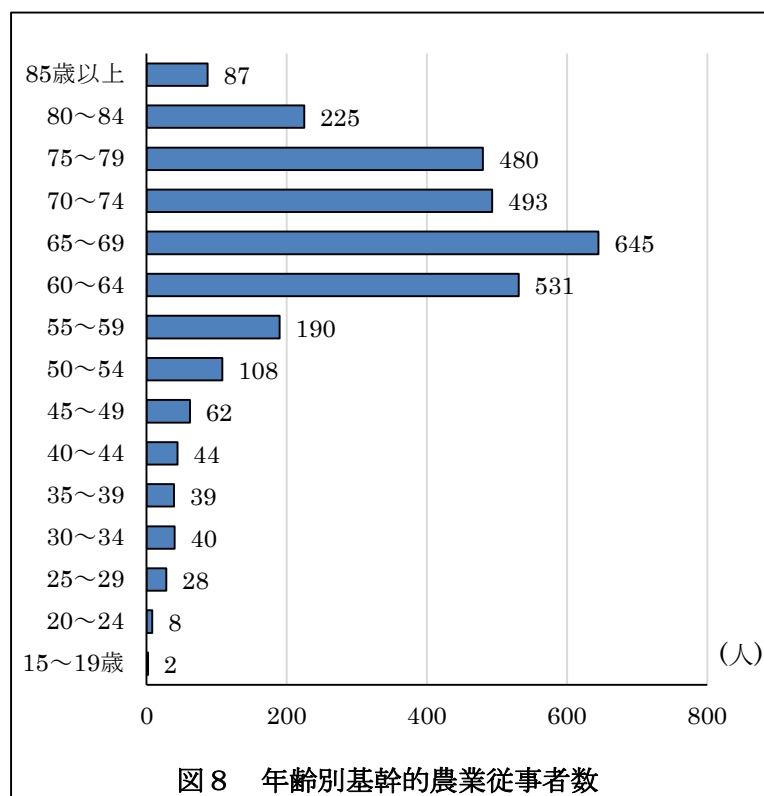
15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に少しでも農業に従事した者(農業従事者数)は7,210人で、前回調査より2,555人(26.2%)の減少となった。

このうち、農業に主として従事した者(農業就業人口)は3,933人で、こちらも931人(19.1%)減少した。また、基幹的農業従事者数(自営農業に主として従事した世帯員のうち仕事の主の者)は2,982人で、677人(18.5%)減少となった。基幹的農業従事者が農業就業人口に占める割合は、前回調査の75.2%から75.8%へと増加している。

表15 農家人口、農業従事者数、農業就業人口、基幹的農業従事者数

単位：人

区 分	農家人口		農業従事者		農業就業人口		基幹的農業従事者	
	計	うち男	計	うち男	計	うち男	計	うち男
平成12年	20,259	9,858	14,927	8,154	7,272	3,230	3,742	2,081
平成17年	19,735	9,733	12,389	6,830	6,436	3,016	3,756	2,208
平成22年	14,851	7,338	9,765	5,419	4,864	2,413	3,659	2,104
平成27年	10,769	5,388	7,210	4,082	3,933	2,040	2,982	1,817
前回比較	△4,082	△1,950	△2,555	△1,337	△931	△373	△677	△287
前回比増減率(%)	△27.5	△26.6	△26.2	△24.7	△19.1	△15.5	△18.5	△13.6



基幹的農業従事者数を年齢階層別にみると、65歳以上が1,930人(構成比64.7%)で、また、75歳以上が792人(26.6%)いることが分かった。

49歳以下の全ての年齢層を合計しても223人(7.5%)で、全体の1割未満である。

## 5 経営耕地面積

— 総面積は 768,124a、前回比較で 69,738a 減少だが一戸当たりの平均面積は増加 —

販売農家の経営耕地総面積は 768,124a で、前回調査の 837,862a から 69,738a (8.3%) 減少した。内訳は、田 712,915a (構成比 92.8%)、畑 52,652a (同 6.9%)、樹園地 2,557a (同 0.3%) となっており、田が 9 割以上を占めている。過去 1 年間に稲以外の作物を作った田及び何も作らなかった田は、それぞれ前回調査比で 50%以上の大きな減少となっている。

一方で、1 戸当たりの平均面積は 305.1a で、県全体と同様に、調査毎に増加が続いている。

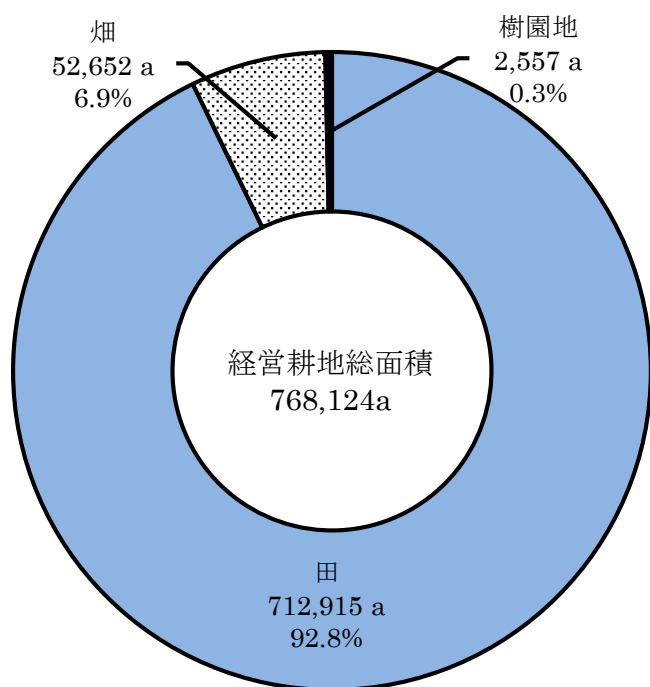


図 9 経営耕地面積の構成

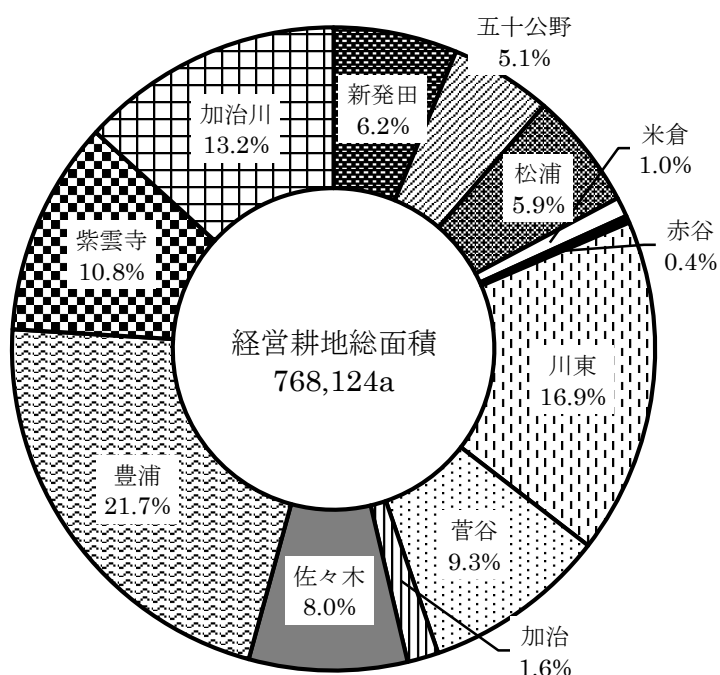


図 10 経営耕地面積の地区別構成比

表 16 経営耕地面積の内訳

単位：a

区分	総面積	1 戸当たり面積		田				畑	樹園地
		新発田市平均	県平均	合計	稲を作った田	稲以外の作物	作付けない		
平成 12 年	976,845	201.1	159.8	899,153	728,130	57,981	113,042	74,660	3,032
平成 17 年	930,344	230.2	173.8	861,556	706,850	72,468	82,238	65,684	3,104
平成 22 年	837,862	263.9	198.8	773,756	663,742	47,386	62,628	60,695	3,411
平成 27 年	768,124	305.1	225.6	712,915	672,313	23,088	17,514	52,652	2,557
前回比較	△69,738	41.2	26.8	△60,841	8,571	△24,298	△45,114	△8,043	△854
前回比増減率 (%)	△8.3	15.6	13.5	△7.9	1.3	△51.3	△72.0	△13.3	△25.0

## 6 借入、貸付耕地

### — 1戸当たり借入耕地面積が大幅に増加 —

借入耕地のある販売実農家数は1,188戸で、前回調査の1,400戸から212戸(15.1%)減少した。

一方、借り入れた面積は、前回調査の262,704aから281,468aとなり、18,764a(7.1%)増加となった。同様に、1戸当たりの借入耕地面積も49.3a(26.3%)増加し、236.9aとなった。

また、貸付耕地のある販売実農家数は519戸、貸付面積は33,978aとなり、貸付耕地についても農家数が減少しているものの、貸付面積は増える結果となった。

表17 借入、貸付のある農家数、面積

区 分	借入耕地のある農家			貸付耕地のある農家		
	実農家数 (戸)	借入面積 (a)	1戸当たり 面積 (a)	実農家数 (戸)	貸付面積 (a)	1戸当たり 面積 (a)
平成12年	1,861	205,372	110.4	956	46,431	48.6
平成17年	1,663	248,145	149.2	720	31,104	43.2
平成22年	1,400	262,704	187.6	602	32,609	54.2
平成27年	1,188	281,468	236.9	519	33,978	65.5
前回比較	△212	18,764	49.3	△83	1,369	11.3
前回比 増減率(%)	△15.1	7.1	26.3	△13.8	4.2	20.8

※平成12年は、自給的農家を含めた総農家のうち借入、貸付耕地のある農家  
(17年以降は販売農家のみ)

(補足) 借入耕地面積と貸付耕地面積の規模が大きく異なるが、これは通常、借入耕地の大部分が販売農家以外からの借入であるためと推測される。

## 7 耕作放棄地

### — 田より畑、平野部より山間部で耕作放棄の割合が高い —

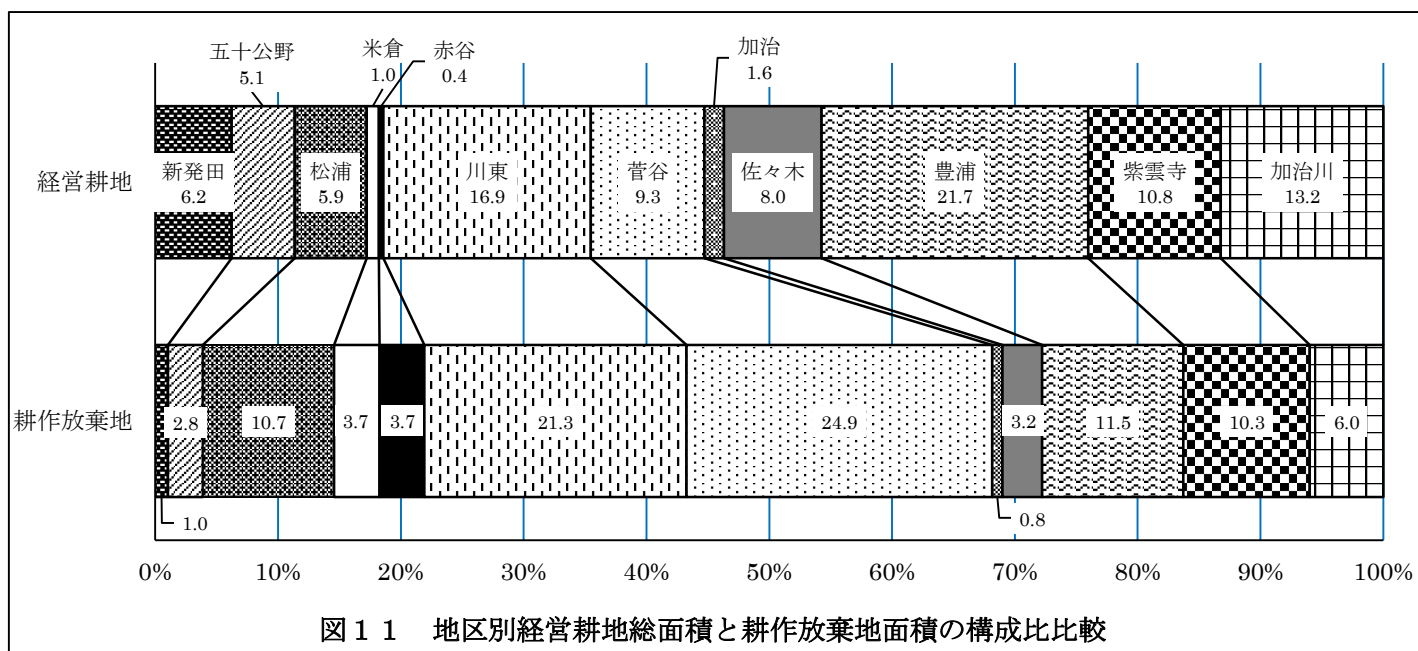
耕作放棄地のある販売農家数は745戸で、耕作放棄地面積は18,963aとなった。

内訳は、田10,765a、畑8,068a、樹園地130aである。経営耕地面積は畑が田の13分の1以下であることを踏まえると、畑の耕作放棄地が非常に多いといえる。

地区別に構成比を比較すると、山間部を含む川東や菅谷で耕作放棄地の割合が高く、2地区だけで全体の46.2%を占めている。また、経営耕地面積が1.0%の米倉、0.4%の赤谷についても、耕作放棄地はいずれも3.7%で、割合が高いことが分かった。一方、平地の多い新発田や豊浦、加治川等では、経営耕地の構成比に対して耕作放棄地の構成比が低くなっている。

表18 耕作放棄地のある農家数、面積

区分	耕作放棄地のある実農家数(戸)	耕作放棄地面積(a)			
		合計	田	畑	樹園地
平成12年	1,296	27,993	16,509	11,370	114
平成17年	961	21,059	13,171	7,752	136
平成22年	727	17,950	10,725	7,130	95
平成27年	745	18,963	10,765	8,068	130
前回比較	18	1,013	40	938	35
前回比増減率(%)	2.5	5.6	0.4	13.2	36.8





## 8 農産物販売金額規模

### — 販売額 300 万円未満が販売農家の約 4 分の 3 を占める —

農産物の販売金額規模別に販売農家数の構成をみると、100 万円以上 300 万円未満規模が 1,074 戸（42.6%）で最も多く、さらに販売額 100 万円未満の農家を加えた販売額 300 万円未満の農家数は 1,868 戸で、全体の 74.1% に上る。一方、販売額 1,000 万円以上の農家は 152 戸（6.0%）で、そのうち 5,000 万円以上の農家も 8 戸（0.3%）あった。

前回調査と比較すると、50 万円以上 300 万円未満での減少が大きく、約 25% の減少となった。

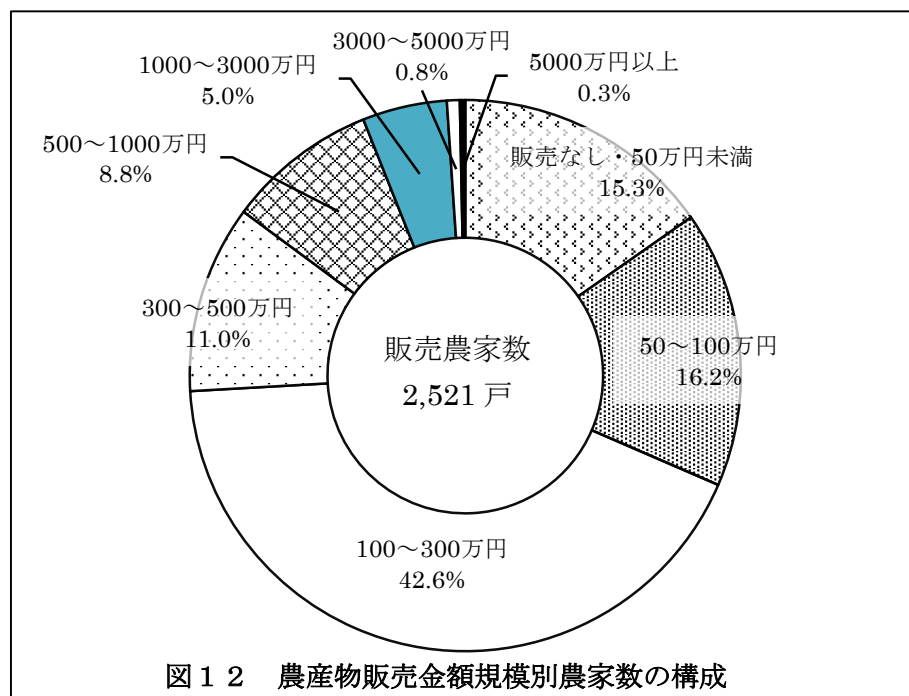


図 1 2 農産物販売金額規模別農家数の構成

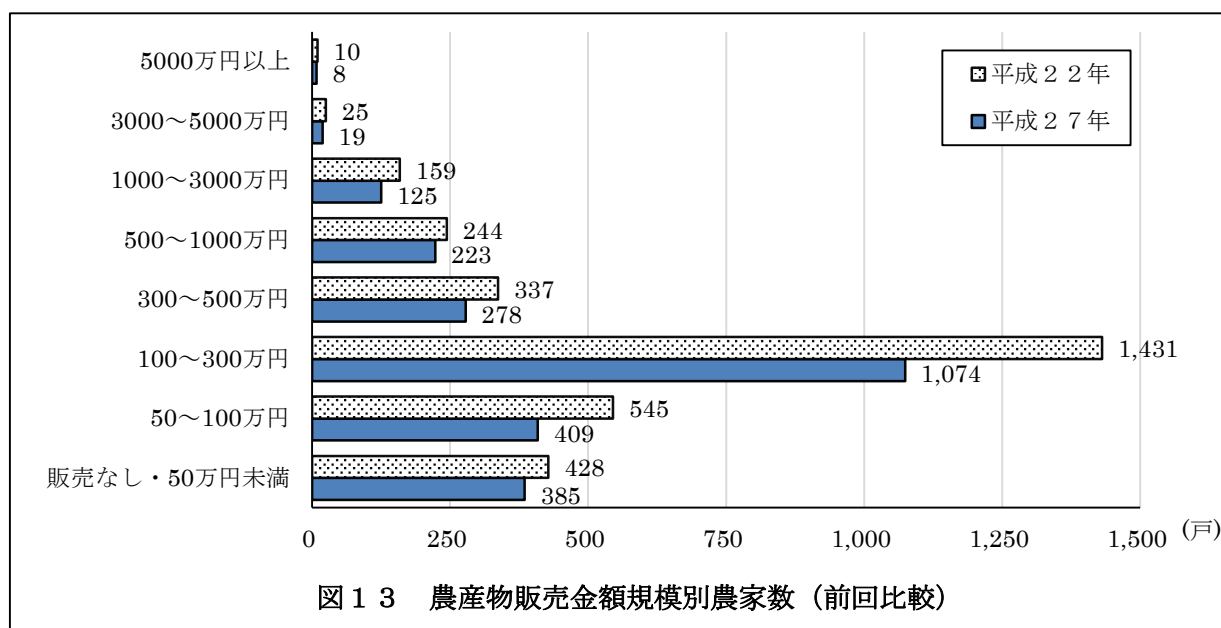


図 1 3 農産物販売金額規模別農家数（前回比較）

## 9 販売目的で作付けした作物

### — 豆類の作付面積が 8,405a、前回調査より 61.7%減少 —

販売農家が販売目的で作付け（栽培）した作物の作付面積は、稲が 625,789 a で最も広いが、前回調査と比較して 1.2%減少していた。稲以外の全ての作物の作付面積も前回調査から減少している。特に、麦類で△100%、豆類で△61.7%と大きく減少していた。

野菜類の作物別延べ作付経営体数をみると、県と市で比較的構成割合が類似している。

当市の傾向としては、いちごの経営体数が 88 経営体で 3.2%を占めており、県全体の結果と比べていちごを作付けする経営体の割合が高いことが分かった。また、アスパラガスを含むその他の野菜の作付経営体数（315 経営体、11.4%）も比較的割合が高い。一方で、メロンやすいかの作付経営体数（メロン：24 経営体、0.9%、すいか：52 経営体、1.9%）は、県の傾向と比較して割合が低いことが分かった。

表 1 9 販売目的で作付け（栽培）した作物の類別作付（栽培）面積

単位：a

区 分	おもな作物の類別作付（栽培）面積						
	稲	麦 類	いも類	豆 類	工 芸 農作物	野菜類	花き類 ・花木
平成17年	688,762	1,123	539	36,157	7,105	14,008	4,603
平成22年	633,227	1,743	773	21,966	4,550	15,912	x
平成27年	625,789	-	418	8,405	x	x	x
前回比較	△7,438	△1,743	△355	△13,561			
増減率(%)	△1.2	△100.0	△45.9	△61.7			

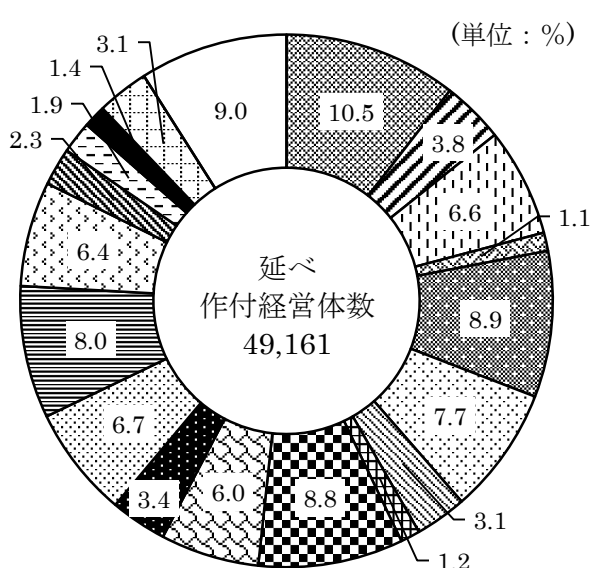


図 1 4 - 1 新潟県における販売目的で作付け（栽培）した野菜類の作物別延べ作付（栽培）経営体数

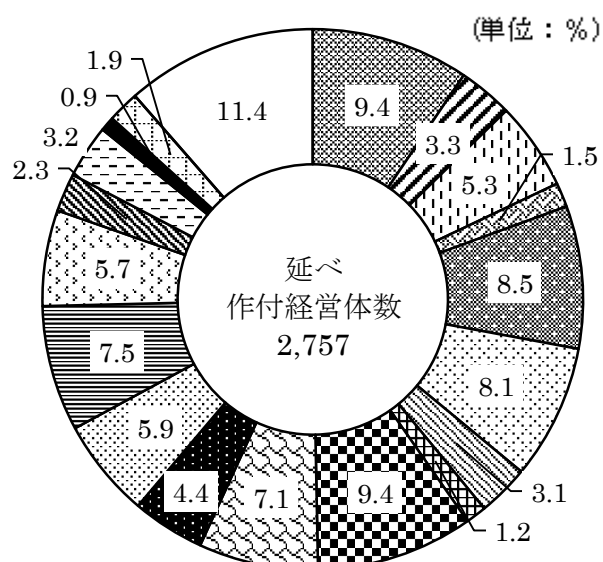
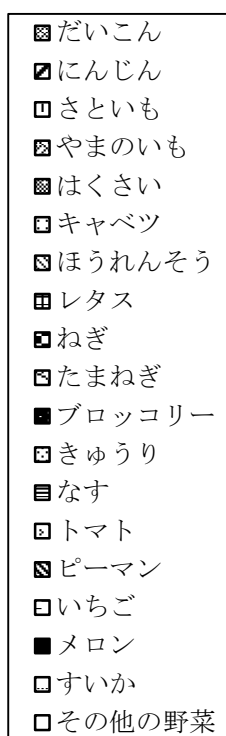


図 1 4 - 2 新潟県における販売目的で作付け（栽培）した野菜類の作物別延べ作付（栽培）経営体数

## 10 農産物販売金額1位の部門別農家数

### — 稲作が前回調査2,890戸から2,266戸へ大きく減少 —

農産物販売金額第1位の部門別に販売農家数をみると、稲作が2,266戸で最も多く、全体の92.1%を占めている。前回調査と比較すると、稲作農家数は前回の2,890戸から624戸(21.6%)減少しており、また、10年前の平成17年の調査と比較して1,469戸(39.3%)減少していた。

稲作以外の販売農家数は194戸(構成比7.9%)で、平成17年から平成22年にかけて数が増加したものの、今回調査では減少に転じている。稲作の農家数及び構成比が年々減少する一方で、稲作以外の農家の構成比が微増してきていることが分かった。

稲作以外の農産物について、養豚(前回比△6戸、△54.5%)、工芸農作物(△9戸、△40.9%)、肉用牛(△6戸、△37.5%)、花き・花木(△10戸、△35.7%)など多くが減少しているのに対し、施設野菜(5戸、13.2%)と果樹類(1戸、7.7%)は増加していた。

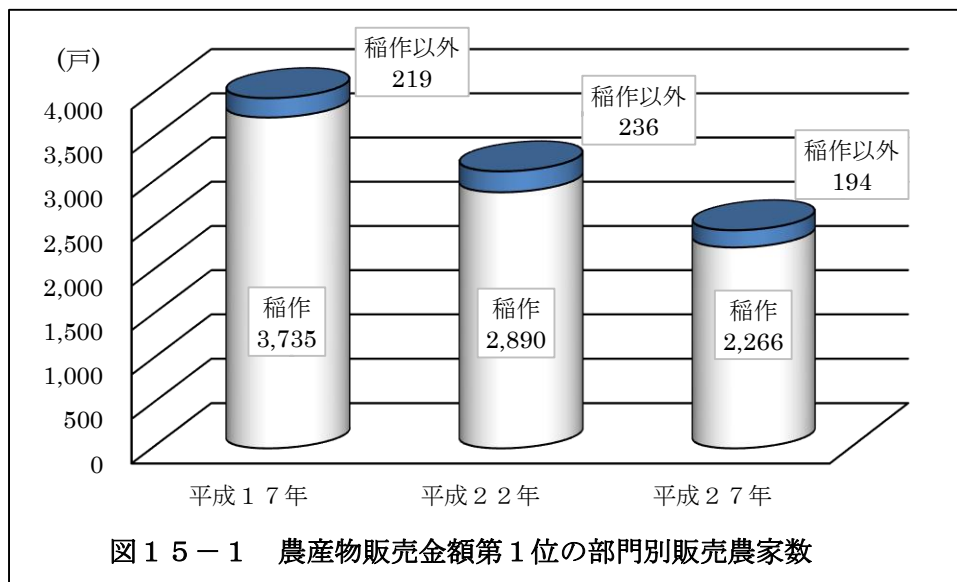


図15-1 農産物販売金額第1位の部門別販売農家数

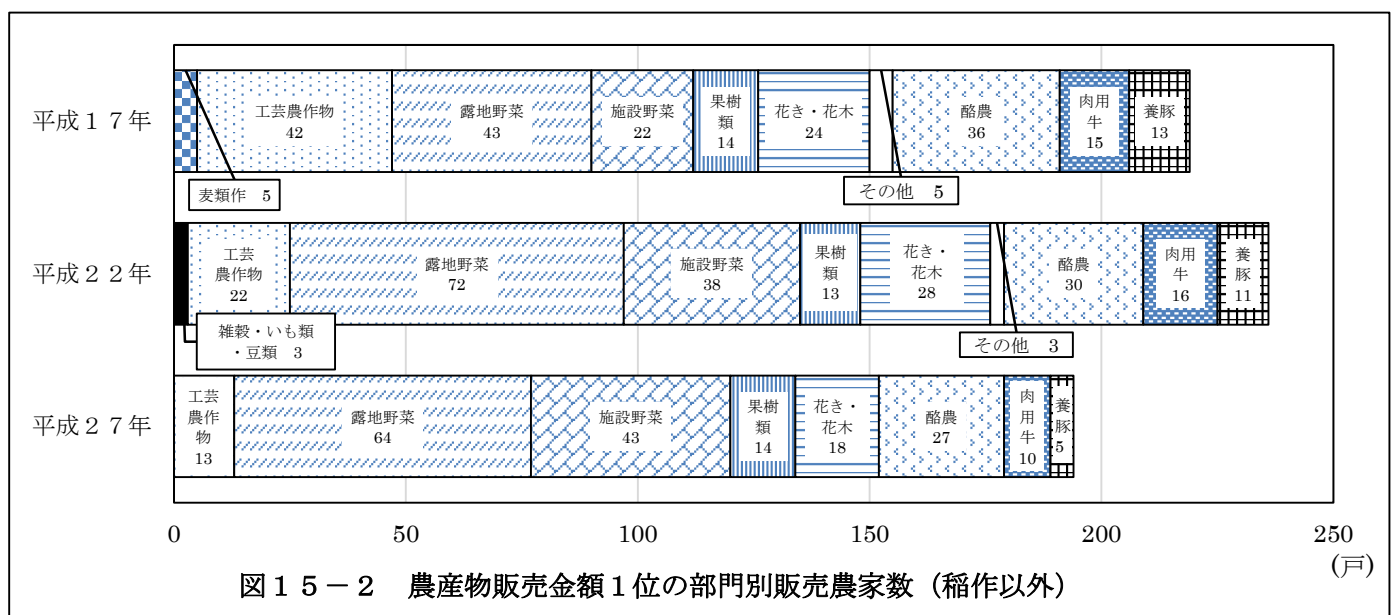


図15-2 農産物販売金額1位の部門別販売農家数(稲作以外)

## 1.1 水稲作作業を委託した農家数

### — 作業委託した農家数は、農家数全体の減少と比例して減少傾向 —

水稲作作業を委託した販売農家数は、全作業を委託した農家が55戸で、前回調査の97戸から42戸（43.3%）減少している。部分的に作業を委託した農家数についても、前回の1,163戸から730戸へ、433戸（37.2%）減少している。

販売農家数全体の減少と比例して、水稲作作業を委託した農家数も減少している。

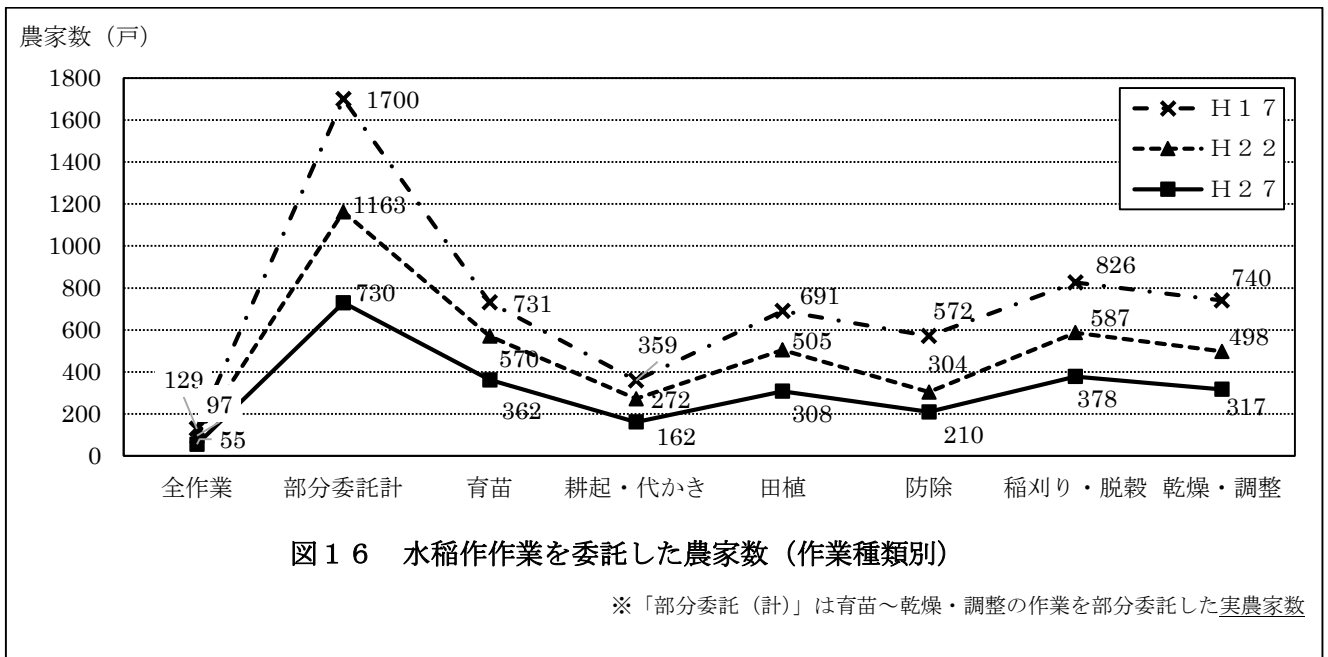


図1.6 水稲作作業を委託した農家数（作業種類別）

## 1.2 環境保全型農業に取り組んでいる農家数

### — 販売農家の33.3%が環境保全型農業に取り組んでいる —

環境保全型農業に取り組んでいる販売農家数は840戸で、前回より835戸（49.9%）減少した。販売農家（2,521戸）全体の33.3%の農家が何れかの環境保全型農業に取り組んでいる。

取組形態別にみると、農薬の低減化が654戸で最も多く、次いで化学肥料の低減化が575戸、堆肥による土作り358戸の順となっている。

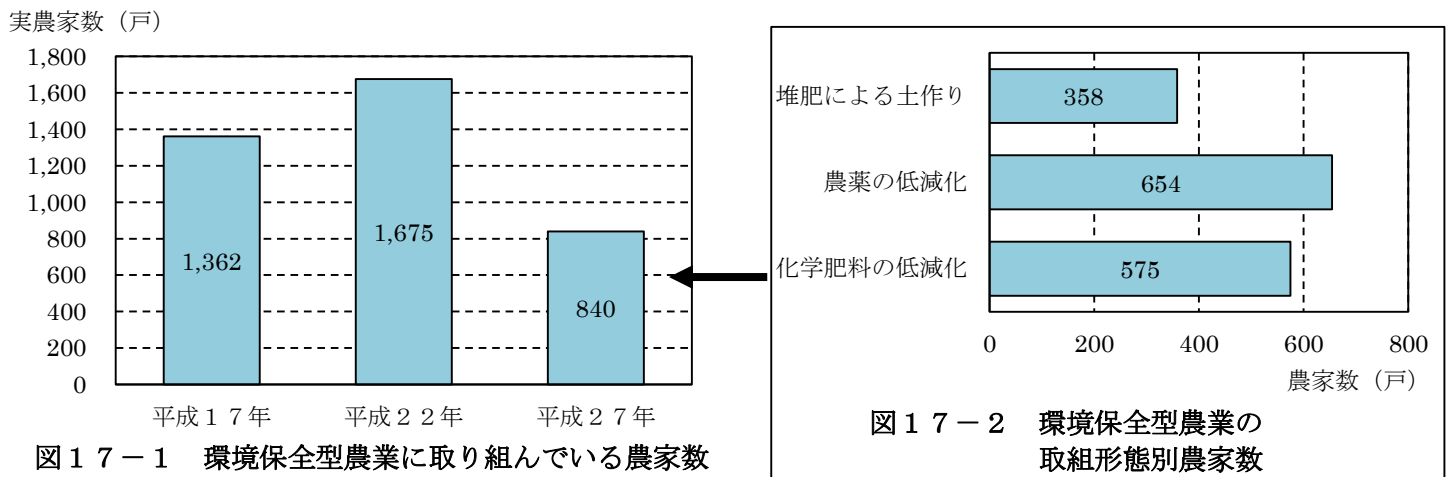


図1.7-1 環境保全型農業に取り組んでいる農家数

図1.7-2 環境保全型農業の取組形態別農家数

## IV 林業経営体

### 1 組織形態別経営体数

#### — 法人化していない経営体が 82.6% —

平成 27 年 2 月 1 日現在の当市の林業経営体総数は 23 経営体で、組織形態別には、法人化していない経営体が 19 経営体で全体の 82.6%を占めている。一方、法人化している経営体は 3 経営体（構成比 13.0%）のみで、株式会社が 1 経営体、森林組合が 2 経営体となっている。

表 2 0 組織形態別林業経営体数

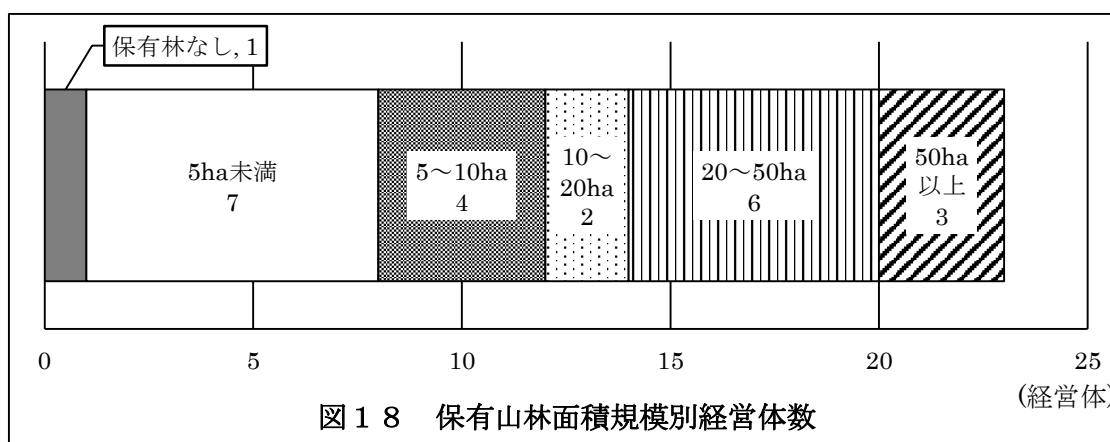
単位：経営体

区 分	計	法人化している					地方公共 団体・ 財産区	法人化し ていない
		小 計	会 社	各種団体		その他の 法 人		
			株式会社	森林組合	その他の 各種団体			
平成 1 7 年	72	8	2	4	1	1	2	62
平成 2 2 年	44	3	1	2	-	-	1	40
平成 2 7 年	23	3	1	2	-	-	1	19
構成比 (%)	100.0	13.0	4.3	8.7	-	-	4.3	82.6

### 2 保有山林面積規模別経営体数

#### — 10h a未満の経営体が 52.2%を占める —

保有山林面積規模別にみると、10ha 未満（保有林なしを含む）が 12 経営体で、全 23 経営体のうち 52.2%を占めた。県全体の傾向と同様、比較的保有山林面積規模の小さい経営体が多い。ただし、20ha 以上についても 9 経営体あり、全体の 39.1%を占めている。



### 3 林産物販売金額規模別経営体数

#### — 林業事業収入がある経営体は4経営体 —

林産物販売による林業事業収入がある経営体は、50万円未満で3経営体、2,000～3,000万円が1経営体であった。19経営体は販売なしで、限られた経営体のみが販売収入を得ている。

過去1年間に林産物の販売を行った経営体は、前回調査では用材を素材で販売した1経営体のみであったのに対し、今回調査では用材で3経営体のほか、ほだ木用原木（1経営体）や特用林産物（2経営体）もみられた。

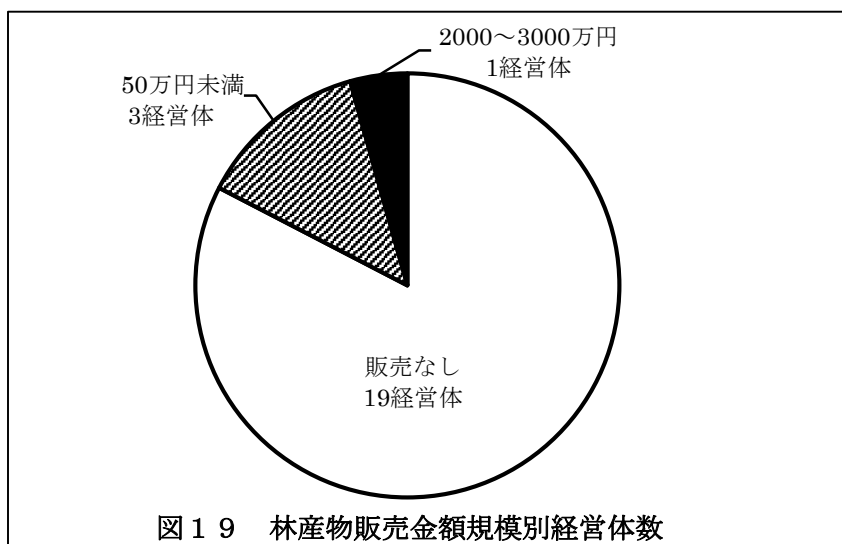


表21 過去1年間に林産物の販売を行った経営体数

単位：経営体

区分	計	販売なし	販売した経営体				
			実経営体数	用材		ほだ木用原木	特用林産物
				立木で	素材で		
経営体数	23	19	4	2	1	1	2

### 4 保有山林の状況

#### — 林業経営体の保有山林面積は841ha —

山林を保有している林業経営体は22経営体、保有山林面積は841haで、県全体の保有山林面積のわずか0.9%である。

表22 保有山林の状況

区分	所有山林		貸付山林		借入山林		保有山林	
	経営体数	面積 (ha)	経営体数	面積 (ha)	経営体数	面積 (ha)	経営体数	面積 (ha)
新潟県	1,902	83,167	90	5,626	27	12,463	1,907	90,004
新発田市	22	845	1	4	-	-	22	841

※保有山林面積＝所有山林面積－貸付山林面積＋借入山林面積